

# ~IKUKO のつぶやき~



2023年3月1日 発行所 オールフォーワングループ

### 国松司法書士法人 行政書士国松偉公子事務所 オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021 東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号 ゼルコパビル 4 階 TeLO423000255 faxO423000256 office@kunimatu.jp

寒暖の差が激しく、花粉の飛び交う時期にもなり、体調管理は皆様どのようにされていらっしゃるでしょうか。 そんな中でも身近にある植物が開花したり、葉が繁ってくるのを見て季節の移ろいを楽しむ気持ちの余裕を持ちた いと思う今日この頃です。

おかげさまで後見 DE 貢献は創刊から 3 周年を迎え、また気持ちも新たにして再スタートを切ることとなりました。 編集担当が交代し、今までとはまた違った目線で成年後見をお伝え出来るものと確信しております。どうぞご期待 ください。

日々の財産管理や身上保護をしていく中で当法人は家庭裁判所の監督だけではなく、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートという団体の監督も受けています。二重の監督を受けることで、業務の正確性や妥当性が担保され、ひいてはご本人やご親族、その他関係者との信頼関係を築き上げることが出来ると考えています。時にはご親族との間で財産管理についての考え方が違ったり、事務の連携が進まなかったりすることがありますが、当法人では個人事務所からの23年の経験を元に、どのような事態になっても乗り越えていけるという矜持を持って日々業務に励んでいます。

## IKUKO の三識 ~知識~見識~胆識



**IKUKO** 

後見 DE 貢献®の発行が始まり3年が経過しました。初心に帰り、ここでもう一度「成年後見制度」について見直す、新シーズンスタート!です。

## 成年後見制度はなぜ必要…? 自分には関係ないと思っていても、 その理由は意外と身近なところにあるのです

身近な例で言えば、皆様もよく知る認知症。進行し重症化してしまうと、物忘れの他に、身体能力の低下、判断能力の低下、意欲の減退などの様々な症状が現れます。これにより日常生活に支障を来し、物の管理や意思表示ができなくなってくるのです。

家族の代わりに金融機関に行って、窓口で預貯金の引き出しや解約の手続きを断られたことはありませんか?本人の意思確認ができれば応じてくれる場合もありますが、認知症等で本人の意思確認ができない場合はどうすることもできません。

そんな困った事態を打開する策が「成年後見制度」なのです。

なぜならば、成年後見人に法律上与えられている権限の中に「財産管理」があり、自分で管理することができなくなってしまった成年被後見人(口座名義人)に代わって、選任された成年後見人が財産の管理を行うからです。成年後見人は預貯金通帳や印鑑、キャッシュカード、有価証券などを預かって保管し、日々の収支を管理します。

金融機関にも成年後見人登録の届出を行うため、成年後見人以外の人が預貯金を引き出せなくなります。それが口座名義人であってもです。これにより、認知機能が低下した本人が誤って預貯金を引き出してしまったり、認知機能の低下につけ込んだ詐欺の被害に合うという事故も防ぐことができます。「成年後見制度」を利用しようと思ったきっかけとして多く挙げられているのが「本人の預貯金を管理するため」というのも頷けますね。



成年後見人はご本人の意向を尊重し安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があり、財産を適切に管理する義務を負います。そのため家庭裁判所は、定期的に財産やご本人の状況の報告を成年後見人に求めており、成年後見人が適切に事務を行っているのかを確認しています。

次号では、実際に<mark>成年後見人にはどんな人がなれるのか</mark>、家庭裁判所から選任される専門職の後見人のメリット、デメリットなどを紹介したいと思います。

©+T+©+T+©+©+T+ 0+T+0+T+0+T+0

### YouTube

國松偉公子の 相続相談室 (\*^〇^\*)



★LINE★ 国松司法書士法人 新アカウントでき ました!! どうぞよろしく☆

